

【論文】

## 公共財としての博物館資料

—アクセスを保証する資料整備・公開体制の構築：人文系博物館を中心に— (上)

### Museum Collections as Public Assets : Building a Collection Management System for Public Access in Arts and History Museums 〈Part 1〉

佐々木 秀彦\*  
Hidehiko SASAKI

#### Abstract

Museum collections are held in trust for society and should be made accessible to the public. This paper brings guidelines and models to provide public access to entire museum collections.

Chapter 1 looks at the current situation surrounding museums and consider that museums need to provide public access to their collections. Chapter 2 oversees how public access to museum collections has been developed after implementation of the Museum Act, examining how concepts of the access have been changed, then looking at the present situation of collection management and access.

#### はじめに

従来、博物館で資料を公開することは、展示を中心に考えられてきた。展示されない収蔵資料を、「特別観覧」や「特別利用」という利用区分を設けて公開している博物館は少なくないが、「特別」という言葉にみられるように、研究者やマスコミ等一部の利用を想定している。この「特別利用」というサービスは、広く周知されていない。そのため、一般には、手続を踏めば収蔵庫内の資料を閲覧できることが知られていない。

資料公開については、近年「デジタル・ミュージアム」、「デジタル・アーカイブ」として情報技術(IT)を用いた方法が開発されつつある。しかし現時点では導入の段階であり、博物館界に定着していないし、情報技術による資料公開と実物資料へのアクセスとの関係が明確になっていない。

つまり博物館の世界では、利用者が実物資料の関

覧を含めて全収蔵資料にアクセスできるという考え方は必ずしも確立していない。また、その体制も十分に整備されていない。

しかし、博物館が本来もつ公共性という点からも、また今後、博物館利用の多様化・専門化が予測されることから、展示以外で収蔵資料を公開する必要がある。また近年、博物館の建設や博物館の経営をめぐって、博物館そのものの存在意義が社会から問われている。博物館の存在意義は、オリジナルな資料を蓄積して、活用し情報を発信することにある。この意義を明確にして、社会の理解を得るためにも、資料公開、つまり利用者の資料へのアクセスという考え方を確立して、実践することが求められるのではないだろうか。

本稿では、博物館資料は公共の財産であり、利用者のアクセスを保証すべきであるという立場から、全収蔵資料について利用者のアクセスを可能とする

\*東京都江戸東京博物館

平成14年1月31日受理

ような、資料の整備と公開についてその指針と実務モデルを提案する。

第Ⅰ章では、博物館がおかれている現状を確認し、資料公開に取り組む必要があることを述べる。第Ⅱ章では、博物館法制定後に資料公開がどのように展開してきたか概観する。まず資料公開の理念の展開を追い、次に博物館の現場における資料整理と公開の現状を紹介する。そして、第Ⅲ章では資料公開について博物館界でどのように取り組んでいくのか、その枠組みを提示する。まず博物館界において収蔵資料へのアクセスの指針を策定することを述べる。そして、この指針をふまえて各博物館で資料公開を実施するさいの実務モデルを提案する。実務モデルは、国公立の人文系博物館を想定した。これは筆者が公立の大規模歴史系博物館に勤務することによる。他の館種については、本稿をひとつのたたき台として意見交換を行い、さらに深めていくことができれば幸いである。最後に第Ⅳ章では、結びとして今後の課題をあげたい。

なお第Ⅲ章以下は、字数の関係で本稿の(下)として次号に投稿する。

## I. なぜ資料整備・公開に着目するのか

### I-1 問われる博物館の存在意義

1990年代の終わりから、日本の博物館はその存在意義を問われるようになる。長期化する不況のため、セゾン美術館(1999年閉館)や東武美術館(2001年閉館)など百貨店系の施設が相次いで閉館となった。千葉県浦安市では博物館建設の是非が市長選挙の争点となり、建設反対を公約した候補が当選した。その後、市民委員会を発足させて討議し、市議会に諮り、最終的に建設が決定した。神奈川県川崎市では岡本太郎美術館(1999年開館)の建設をめぐる、建設予定地の環境破壊を憂慮する市民が反対運動を展開した。

また新設のみならず、既存の博物館は経営状態も問われている。東京都は2000年度に所管する文化施設に対し事務事業評価を実施した(東京都知事本部ホームページ「行政評価」<http://www.chiji-honbu.metro.tokyo.jp/hyookahp/index.htm>)。この評価で、近代文学博物館と高尾自然科学博物館は「廃止又は休止が必要」という結果となり、近代文

学博物館は、2001年3月に閉鎖することが検討されているという(朝日新聞2001年11月21日朝刊)。国立館では、文部科学省が所管する国立科学博物館、文化庁が所管する東京国立博物館や国立西洋美術館などが、行政財改革により柔軟な経営を求められ、2001年4月から独立行政法人に移行した。

こうして見ると、博物館を建設すること、あるいは博物館が存在することが無前提に「良いこと」とされた時代は終焉したといえよう。博物館は本当に必要なのか、その存在意義が社会から厳しく問われるようになった。

### I-2 博物館界の対応

このような状況に対して博物館界は無策であったわけではない。「一部の好事家向けの施設」というかつてのイメージを一新させ、万人に親しまれるような取り組みが行われている。情景再現を取り入れた展示で臨場感を出したり、参加型の展示を導入し、楽しみながら学べる工夫をおこなったりしている。文部科学省は1999年度から親しむ博物館づくり事業を実施し、参加型の博物館活動を支援している。

また生涯学習社会に対応する活動も盛んである。どこの博物館でも様々な年齢層向けの講座を開催している。また2002年度から始まる学校週5日制、総合的な学習の時間を見据え、「博学連携」の取り組みも盛んになりつつある。

こうした各博物館による様々な取り組みを背景に、社会から問われている博物館の存在意義に応え、望ましいあり方を示すために、日本博物館協会は2001年に報告書を刊行した。『「対話と連携」の博物館—理解への対話・行動への連携—【市民とともに創る新時代博物館】』(以下『対話と連携』と略す)である。この報告の冒頭で、21世紀にふさわしい望ましい博物館の姿を「『知識社会』における新しい市民需要に応えるため、『対話と連携』を運営の機軸に据え、市民とともに新しい価値を創造し、生涯学習活動の中核として機能する、新時代の博物館である」と描き出している(日本博物館協会2001:1頁)。

I-3 博物館活動の基本 —資料整備と活用—  
では「市民とともに新しい価値を創造し、生涯学

習活動の中核として機能する」ために各博物館は、何をすべであらうか。

まず博物館活動の根本、博物館が他の機関に対し卓越している点、つまりテーマパークでもカルチャーセンターでも図書館でもない「博物館ならでは」という点を再確認しておきたい。

博物館が他の機関より卓越している点とは、オリジナルを中心とした収蔵資料を有するという点であろう。収蔵資料を整備し活用できるようにすることこそが調査研究、体系的な収集、展示や学習支援などの基盤となる。つまり収蔵資料の整備が博物館における「対話」を促進するのである。

ところが、先に紹介したように、近年、参加型展示や「博学連携」、ボランティア活動などが話題になっているが、博物館資料の整備・公開については、十分議論されているとはいえない。樋口（1999：83-84頁）は、資料整理と公開が博物館経営の中で位置づけが弱いことを指摘している。資料整理が他の博物館機能に較べると軽視されており、そのため資料が十分に利用され得る体制ができていないのが実状という。樋口は、また博物館の教育普及は、資料の収集、分類整理という一連の作業を経た結果からの情報をもとにおこなわれるのが基本であり、資料の分類整理は、教育活動と表裏一体であることを強く認識すべきとしている。

このような資料整備と公開の停滞は、博物館のイメージを一面的なものにしていることも見逃せない。博物館は資料を整備し公開する場所であることが利用者に広く知られていないために、博物館が図書館のような生涯学習機関であるという面を見えにくくしている。博物館は「ただ展示を見るだけの場所」というイメージが定着しているために、テーマパークと同様に入場料収入などで採算を取るべきである論調が生まれるのではないだろうか。

一面的な博物館像を修正し、博物館の存在意義を明確にするには、資料整備と公開は最重要課題となる。イギリスでは、経済不況のさなか、博物館のその存在意義が社会から問われたとき、資料整備を重視したのである。イギリスの博物館界は1988年に博物館の登録制度を確立した。1988年は、現在の日本のように経済不況のただ中であつた。サッチャー政権下の行財政改革により、文化芸術や教育部門の

予算は削減され、行政サービスの民営化が進んでいた。その中で、博物館は自らの存在意義を設置者や納税者に説明するために、博物館の登録制度を確立したのである（竹内1999a：5-6頁）。この登録制度で重視されたのが、各博物館が各々の使命を明確にすることと共に、収蔵資料を記録し保管することであった。

では、日本では資料公開の考え方と実践はどのように展開し、現状はどうなっているのだろうか。第Ⅱ章では、1949年の博物館法制定後の展開を述べ、その現状を確認する。

## Ⅱ. 資料公開の経緯と現状

### Ⅱ-1 資料公開理念の変遷

#### (1) 資料公開の根拠 — 博物館法の体系—

博物館活動の拠り所として博物館法とそれに伴う告示等がある<sup>1)</sup>。博物館法については、法の対象とならない博物館（教育行政が所管しない博物館）が増大しており、現行法現の枠組みでは現代の社会的要請に応えるには不備な点が多く、関連法規を含め全体的な見直しをする必要があると指摘されている（日本博物館協会2001：8頁）。

とはいえ博物館に関して国会の決議を経た拠り所として、これに代わるものは存在しない。また博物館法第3条で規定されている博物館の事業には、情報機器の活用を除けば、今日おこなわれている博物館活動がほぼ盛り込まれている。戦後、博物館法の体系が、所管を問わず博物館の設置と運営の指針となっていたと考えても差し支えないだろう。

博物館法では博物館の事業を規定した第3条の中で資料の利用について述べている。

第3項は「一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること」とある。ここでは博物館が一般公衆に対して説明や助言、指導をおこなう必要を述べているが、その前提となるのは、一般公衆が博物館資料を利用する存在であるということである。この条項を伊藤（1993：181-183頁）は「市民を一方向的な教育対象としてではなく、市民自身による、自主的で主体的な自己学習の場を保証し、援助することを明確に規定している」と解釈している。

そして第3項を受けて、第6項では「博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること」と規定されている。

博物館法の規定を徹底する施策として博物館の登録制度がある。「博物館の登録審査基準要項について」(昭和27年5月23日 文社施第191号 各都道府県教育委員会あて社会教育局長通達)では、博物館資料が国民の教育、学術、文化の発展に寄与するもので、資料の利用を図るための説明、指導、助言に関する教育的配慮を払うことを明示している。そして、さらに「公立博物館の設置及び運営に関する基準」(昭和48年11月30日 文部省告示第164号)において、資料に関する集会その他の教育活動のための施設整備(第四条)と、利用者の便宜のために、目録等の作成を促している(第9条)。

このように、博物館法の体系では、公衆が博物館資料を利用すること、つまり博物館資料へアクセスを保証している。各博物館の設置の条例や規則で定められる「特別利用」、「特別観覧」等の規則の根拠となっているのが博物館法第3条第3項であり。目録作成の根拠となっているのが、博物館第3条第6項なのである。

#### (2) 資料公開理念の展開 —公共財としての博物館資料—

博物館法で一般公衆による資料の利用が規定されていることを確認した。法の規定を支え、資料公開の前提になるのは、そもそも博物館の存在自体が社会から託されたものであり、博物館資料が公共財であるという認識である。

千地(1994:184頁)は、「資料を収集し、研究し、保管し、展示することは、市民から博物館という組織およびその構成員である博物館職員に付託された仕事だということを、職員一人一人がしっかり受け止めなければならない」と述べている。そして何人かの論者は、博物館資料が公共の財産であると考えべきであると主張している。石森(2000:174-184頁)は、博物館資料を「公共財」・「公共の文化資源」として捉え、博物館資料の利活用が今後の博物館の最重要課題になると述べている。また後藤(1979:167頁)は、資料の活用について「すべての史料が、国民共有の財産であり、本来活用され

るためにこそ保存されている以上、収蔵庫の史料を公開することは、博物館の義務である」と主張している。

#### (3) 一方的な情報発信の限界

資料公開を実施する理由として、公共財としての博物館資料という考え方の他に、展示や、講座などによる博物館側からの一方的な情報発信の限界を指摘する声もある(安室1998:173頁)。一方的な情報発信だけ博物館の公共性を保証するには限界があり、収蔵資料の公開を含めて、資料へのアクセスを保証してはじめて、その限界を克服できるという主張である。後藤(1979:167頁)は、展示というものは特定の歴史観にもとづいて資料を選び、特定の解釈によって描き出された仮説的な歴史記述であるという。あくまで来館者に対しては、参考・動機付け・問題提起であり、展示によって問題の解決や究明が終わるのではなく、むしろ始まるのであり、その研究や学習のために関連資料の公開や、その解釈の根拠を求められたとき、収蔵庫を開放することを前提としなければ、歴史展示などを行うべきでないとする。湯浅(1990:8頁)も同様のことを指摘する。「入館者はその博物館に収蔵されている資料のごく僅かな部分を、展示担当者の意図のもとに半強制的に見せられる」のであって、「(展示をみて)われわれができることは、史料の解釈に賛成するか否か、もしくは史料の新しい使い方に感心するかどうかである」という。

岡崎(1996:82,85頁)も美術館を念頭に、「ミュージアムが標榜する、世界的歴史的普遍的といった「芸術」の価値」は、もはや根拠も正当性もないものであるから「美術館の公共性は、美術作品や情報に、図書館と同じように誰でも無償で公開するという条件が満たされることによってしか支えられない」と断言する。

そして望月(2001:48頁)は、博物館側からの一方的な情報発信の限界を、この限界を克服するためには、博物館が発信する情報の根拠となったあらゆる資料は保管され再検証や次の研究の基礎資料として利用できる体制を整えるべきであると指摘している。

このような主張は博物館という存在自体がイデオロギー的なものである、という近年の博物館認識を

反映している。そのイデオロギー性を相対化するために「フォーラムとしてミュージアム」という考え方が紹介されている（吉田1999：210-235頁）。フォーラムとしてのミュージアムとは、さまざまな価値観を示し、博物館を意見交換の場にするものである。博物館は結論を出すのではなく、考えるきっかけを示すのである。収蔵資料を公開し、利用者のアクセスを確保することは、フォーラムとしてのミュージアムの中核となる活動になろう（佐々木2001：14-19頁）。

(4) 資料公開の方法 —これまで出された提案—では、全収蔵資料へのアクセスをどのように行うのか。何人かの論者は、具体的なアイデアを述べている。ただし、管見のかぎり収蔵資料の公開体制とそこに至る方法を体系的に述べたものは見あたらない。

まず目指す方向として、博物館が一種の情報センターの役割を果たせるようにすべきという主張がある（加藤2000：58-59頁）。具体的なイメージとして図書館で閉架書庫を利用するように収蔵庫で個々の資料を利用することを想定しているものがある（湯浅1990：8頁、伊藤1991：61頁、岡崎1996：82、85頁）。波多野（1999：50頁）は博物館と図書館を対比させ、博物館も図書館のように個人が自由に選択できる「私的」な使われ方を許容すべきとして、「再編集可能な博物館＝博物館の「私物化」」という考え方を示している。収蔵庫を閉架書庫のように利用できるという考えをさらに徹底して後藤（1979：168頁）は、「収蔵庫は、明確な観点や方法に基づいて分類され、体系的・組織的に、しかも観察しやすく、活用しやすく合理的に整理された、いわばその博物館の「基礎展示室」でなければならない。」と主張している。

このような体制を整えるまでの具体的な方法も、いくつか提案されている。千地（1978：45頁）は、研究者が資料の研究目的で利用するために、博物館がおこなう具体的な方策として、資料台帳・資料カードの整備、所蔵目録の公表、研究スペースの整備、研究設備・備品の整備、研究成果公表の機会の提供、宿泊スペース整備をあげている。樋口（1999：）は、資料整理の年次計画をたて、完成した分類群から目録作成し、順次一般公開すべきとしている。

実物資料の保護という観点からは、有元（1996：105頁）は、詳細データを完備して実物閲覧の頻度を減らし、撮影に対しては、紙焼き写真や写真原版の貸し出を充実させるべき、と述べている。

また伊藤（1991：61頁）や水藤（1998：109頁）は利用者が資料の取り扱いを修得できるようにレクチャーすることを提案している。

なお、資料公開の有力な方法として、近年、情報技術（IT）を用いデジタル情報を活用することが提唱されている。例えば21世紀に向けての美術館の在り方に関する調査研究協力者会議の報告「21世紀に向けての美術館の在り方について」（平成9年6月16日）では、展覧会、所蔵作品等を紹介するホームページの解説、所蔵作品のCD-ROM等の作成、マルチメディアを利用した展示解説、バーチャル・ミュージアムの設置などの促進を提言している。

また情報技術の進展を見越して、文部省は博物館施行規則を平成8年8月28日付けで改正し、学芸員の養成科目を細分化した。博物館学の4単位を細分化し、その中に博物館情報論1単位を設けた。博物館情報論のねらいを、生涯学習審議会社会教育分科審議会報告（平成8年4月23日）で「博物館における情報の意義と活用方法について理解を図る」として、内容は「博物館における情報の意義、博物館における情報の提供と活用の方法、博物館における情報機器」と示している。将来情報技術を用いた、博物館情報の公開が重要な位置づけを占めることを予測した措置であろう。

そして現在、デジタル・ミュージアム、デジタル・アーカイブ、文化財情報システムなど情報機器を最大限に活用した資料公開の試みが行われている。

## Ⅱ-2 資料公開を促進させる動き

### (1) 情報公開法と博物館資料の公開

これまで博物館界で、博物館資料の公開がどのように論じられてきたか概観した。ここでは博物館の外から博物館資料の公開を促進する動きをおさえておきたい。まず「公共財としての博物館資料の公開」という考え方を、側面から規定するものとして、情報公開法と博物館資料の関係を確認しておきたい。情報公開法は、1999年5月に成立し、2001年4月1

日から施行となった。情報公開法では、第二条二項二号で、博物館資料をこの法の適用から除外している。

その理由について、情報公開法の制定に先立ち、政府の行政改革委員会情報公開部会が出した「情報公開法要綱案」と「情報公開法要綱案の考え方」（1996年11月）によると、「公文書館、博物館、国立大学等において歴史的若しくは文化的な資料として又は学術研究用の資料としての価値があるために特別に保有されているものは、できるだけ一般の公開に供されるべきであるが、貴重資料の保存、学術研究への寄与等の観点からそれぞれ定められた開示範囲、手続等の基準に従った利用にゆだねるべきであり、対象文書とすることは適当ではない。」とされている。つまり、情報公開法の対象にはしないが、別の公開措置を講ずるべきだと考えられている。

この考え方を受けて、情報公開法の施行令二条一項では、「国立民族学博物館、国立歴史民俗博物館、そのほか、公文書館、博物館、美術館、図書館その他これらに類する機関であって」総務大臣が指定した機関では、保有する歴史的若しくは文化的な資料または学術研究用の資料について適切な管理を行うものを明確にしている。そして、同施行令三条一項で、歴史的若しくは文化的な資料または学術研究用の資料は、以下の4つの要件を満たす方法により管理されなければならないとしている。

- ・当該資料が専用の場所において適切に保存されていること
- ・当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること
- ・原則として、一般の利用の制限が行われていないこと
- ・当該資料の利用の方法および期間に関する定めが設けられ、かつ、当該定めが一般に閲覧に供されること

このように、博物館資料は、情報公開法で、適用除外になったことにより、上記のような方法で公開の措置を講ずることが規定された。ここで「公共財として博物館資料」を公開することが法体系の中で明確になった。つまり博物館資料は公開を前提に管理することが問われることになる。

なお、情報公開法は、先のあげた適用除外を含め

「行政文書」の公開を取り決めたものである。この行政文書とは第2条第2項で、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録」とされたものの情報の公開を義務づけている。よって「これ以外の有形物、たとえば美術館所蔵の彫刻、オブジェ等や博物館所蔵の古代遺跡や恐竜の化石などそのものの公開を義務付けるものではない」との解釈がある（松井2001：93頁）。だが、II-1の(2)で述べたように、博物館資料の公共性という点から、また適用除外の趣旨からみても、博物館資料であれば形態を問わず公開すべきである。情報公開法の制定に伴い、その適用除外として明記されることにより、博物館資料の公開が改めて確認されたと位置づけるべきであろう。

国の情報公開法に先行している地方自治体の情報公開条例をみても、歴史的若しくは文化的または学術研究用の資料は適用除外とされているところが大半である。国の情報公開法の制定に伴い、条例の改訂作業がおこなわれているが、そこで国と同様に適用除外機関が明記され、その保存・公開方法について何らかの定めができるか注目していく必要がある。

#### (2) 資料公開の需要 一生涯学習から「生涯研究」へ

博物館資料は公共財であるという点から資料公開が必要な理由はすでに述べた。では、利用する側の需要はどうであろう。今後、博物館資料を利用したいという要望は増えこそすれ、減ることはないと考えられる。この20年間ほど生涯学習ということが喧伝され、その需要も増している。筆者の知る範囲でも博物館で講座を開催すると、多数の応募者を見るし、またボランティア、友の会の活動でより積極的に博物館活動に参画する人たちも増えている。

この傾向の延長には、資料を活用して調査研究したいという需要があるはずである。最近、中高年世代に向けて「知的道楽」を勧める本が刊行された（小山2000）。この本の著者は、「生涯学習から生涯研究へ」ということを論じている。講義を聴くだけの「お勉強」の域を卒業し、オリジナルな研究に取り組み、創造性を通して自己実現を目指すことで、人生が実りあるものになるというのが著者のメッセージである。この「生涯研究」を支援する機関とし

て著者は、「本に限らず、さまざまな資料、標本についても、各地の博物館、文学館などで目にする事は可能である」(小山2000:60頁)として博物館の収蔵資料が利用できることを紹介している。

このような本が新書という手軽な体裁で刊行されており、このこと自体に「生涯研究」を支える機関として、博物館に資料の公開が求められていくことが示唆されているのではなからうか。

こうした「生涯研究」が盛んになると、趣味や楽しみとしての研究と勉学や職業のための研究の境界は、取り払われていく。これまで「研究のための特別利用」は、学生や職業研究者(大学教員や研究機関の研究者等)以外の利用は想定されなかったが、各博物館の設置理念と資料公開の方針に反しない限り、所属や職業だけで研究上の利用を選別することはできない。

また博物館の側からも、主体的に調査研究する利用者を養成する活動に取り組んでいる。例えば、平塚市の博物館では利用者サークルによる調査研究・収集活動が活発である(浜口2000)。また「市民学芸員」を公募して、市民参画の展示活動をおこなっている館もある。こうした活動とあいまって利用者による自発的な資料の利用は促進されるだろう。

### (3) 資料公開＝アクセスの保証が博物館界の課題に

「公共財」として博物館資料の公開の考え方を確認し、次に博物館の外の世界から、資料公開を促進する動きが高まっていることを見てきた。このような動向を背景にして1990年代に入ると、アメリカ、イギリス、そして日本で、「博物館資料へのアクセス」という考え方が重視されてきている。これまで何人かの論者が、公共財としての博物館資料へアクセス可能とすることを論じてきたことはあった。だが、1990年代に入ると、資料へのアクセスを確保することを、個々の論者の見解としてではなく、政府や博物館協会などが、博物館界が今後目指す方向として、より公的な形で示している。

アメリカ博物館協会は、1992年に今後の博物館のあり方を示す政策方針を示した。『卓抜と均等 — 教育と博物館がもつ公共性の様相 (原題: Excellence and Equity Education and the Public Dimension of Museums)』(日本博物館協会2000)

である。この報告書は、博物館が蓄積してきた知的厳密性にもとづき(＝「卓抜」)、もっとも広い意味での教育機会を、社会の幅広い層に提供する(＝「均等」)を今後の博物館活動の中心に置くとしている。

この報告書の中で収蔵資料の公開と活用(アクセス)が言及されている。「4. 学術研究」という項目で、「アカデミックな研究者や新しいタイプの研究者、博物館の専門職員、公衆が、収蔵資料についての情報にアクセスし易くすること。」と勧告している(日本博物館協会2000:17頁)。

イギリスは1988年に博物館の登録制度を確立した。これは国民遺産省(当時)が管轄する政府機関である博物館・美術館委員会(現在は、文化・メディア・スポーツ省が管轄する博物館・図書館・文書館委員会)が実施している。この制度では、公共サービスの観点から基準の一項目として、「博物館は研究用の施設設備を提供し、調査研究目的での収蔵庫への立ち入りを可能にするように努めるべきである。」という条件を提示している(博物館基準研究会1999:43頁)。そして、より具体的に、以下の3つの実務レベルを設定している。(Museums & Galleries Commission 1998)。

- ・基本段階: 研究者・学生のために、共用でない個別の場所を確保する。
- ・良い段階: 利用者のために資料保護と取り扱いについて明記された指針がある。
- ・最良の段階: 利用者が資料を研究する時は常に、博物館職員が指導・監督する。

またイギリスでは1997年に、国民遺産省の委嘱により、博物館の教育機能に着目した初めての報告書「共通の富(原題: A Common Wealth)」が刊行された。この中で、資料公開について、以下のように言及されている(アンダーソン2000:197-198頁)

### 「個別学習に対応した博物館」より(要約)

- ・ミュージアムには自発的学習活動の支援を行う側面があり、このことは重要であるがこれまで無視されてきた。しかしこれからの10年間で急速に発達する。

・30%のミュージアムが、一般に人々にも利用可能な開かれた図書室と研究用収蔵資料を有している。その利用は学生や研究者に限られる傾向があり、事前予約に限定されている。

・すべての人々に利用可能な勉学施設という概念は(図書館と異なって)、博物館界では広く認知されていない。だが、一般の人が図書館で学ぶのと同じように当たり前で気楽なものであるべきで、そうなるような改善をするために、あらゆる努力を払わなくてはならない。

このように、博物館資料が公共財であることを前提に、収蔵資料へのアクセスを拡大するように促している。なお、アクセスの現状は、とりたててイギリスが、進んでいるということではない。一部の学生や研究者に限定されているところは、日本と変わらない。

この報告を受けて、1999年に英国博物館協会はアクセスに関する倫理指針を制定した。以下に抜粋して要約したように、全収蔵品へのアクセスを前提とした取り組みを各館でおこなうように推奨している。

「博物館協会による倫理指針4アクセス (Museum Association 1999)」より (要約)

c 博物館の収蔵資料および関連する専門知識の利用と理解をどう拡大できるか。

#### c2 収蔵資料へのアクセス

全収蔵資料にアクセスできるようにすることは、きわめて困難な課題であるが、全収蔵資料に対しなんらかの形でアクセスを提供することをめざすべき。

I. 管理機関のメンバーは、自分たちを収蔵資料の絶対的所有者ではなく守護者また受託者と考えること。スタッフは、自分たちが収蔵資料を所有していると考えようような印象を与える行動は避けること。

II. 全収蔵資料へのパブリック・アクセスの確保をめざす。ただちに達成されるのは不可能だが、長期的な計画をたて、現在利用できるアクセスを広報する。

III. 収蔵庫で保管されている資料アクセスを増や

す。

IV. 直接アクセスできない部分については、写真記録やドキュメンテーションなどの代替案を用意する。

V. 収蔵資料の保存・安全確保とアクセスする権利を両立させる。その方法を精査するのは博物館の責務。

#### c3 情報

I. 収蔵資料に爛する情報は、調査研究のデータも含め、機密扱い以外は、問い合わせに対し必ず提供する。

II. 利用者に情報源を提供することを目的として、ドキュメンテーションの体系を作り上げる。

#### c4 学習と知識

博物館は専門知識を社会と共有すること。利用者を励まして収蔵資料の利用能力を高められるようにする責任を負っている。

I. 人々を励まし、後から収蔵資料を調査研究してそれに対する独自の発想を育て、知識を創出することができるようになる。

II. 利用者が博物館や他者の解説に反応し、収蔵資料に対する独自の見解を表現できるような仕組みを検討する。

このように、全収蔵品へのアクセスを保証する体制づくり促している。そのための方策として、収蔵資料を信託すると考えること、長期的な視野で実施すること、写真等の代替策(二次媒体)の整備を重視すること、収蔵資料を活用できるように利用者を支援することなどを指摘している。これらの指摘は、先に紹介した日本の論者が提案している資料公開の方法とほとんど一致している。

日本では2000年に、全国美術館会議の博物館法検討委員会が美術館基準(案)の中間報告を発表した。この基準案は、全国美術館会議の大会に付された。正式な採択に至っていないが、美術館界で自主的に基準案を検討したことは画期的である。

この基準案の前文では「この基準は、美術館の存在意義に対する公衆の疑問に答え、社会が共有する文化遺産や文化資源の保管を付託されたものとして、美術館が公衆から信頼されることを目指している。」としている。つまり美術館の収蔵資料は、公

共財（「社会が共有する文化遺産や文化資源」と規定し、それは美術館が公衆から信託されたものという前提に立っている。

そして、基準の「7. 美術館の活動業務」の中に「7. 3 蓄積の形成」、「7. 6 公開（展示以外による）」という項目で収蔵資料に関する公開・活用を明文化しており、以下のような方法を示している。

## 7. 美術館活動の業務

### 7. 3 蓄積の形成

#### I. 収蔵資料（美術作品、資料、情報）管理、登録

「(略) 美術館が収集し、または美術館内に一時的に保管される、各種の作品、資料、情報の保管状態、アクセスの方法を常に把握し、公開できるように、適切な方法を用いて恒久的に整理し保管管理すること (略)」

「作品、資料、情報などの記録（ドキュメンテーション）は、少なくとも1つ以上の手段で公衆からも検索可能でなければならない」

### 7. 6 公開（展示以外の手段による）

「展示以外の方法で作品、資料、情報を公衆の利用に供すること。保存管理の要件を満たす限りにおいて、作品、資料、情報は、公衆に公開されなければならない。また、公開には、少なくとも一つ以上のアクセスポイントがあり、その検索方法が普及されている必要がある。公開には、さまざまな方法、例えば、図書室の公開やデジタルメディアの利用などがある。」

アメリカ、イギリス、日本の報告や基準・倫理指針を見てきたが、博物館資料は、公衆から博物館へ託された「公共財」という考え方が確立しつつある。1998年にイギリス博物館協会が、博物館の定義を次のように変更したことは象徴的である。

「博物館は、人々がコレクションを探求することによって、インスピレーションと学習と喜びを体験するところである。博物館とは、収集、保管することによって、資料や標本を活用できるようにするところである。それは博物館が社会から託されていることなのである」（竹内1999：72頁）。

## II-3 資料整理と公開の現状

これまで資料公開の理念が確立しつつあることを見てきた。では、博物館の現場で資料公開は、どのような状況にあるのだろうか。その傾向を把握するために、資料整理の状況を目録作成から、そして、資料の実物へのアクセスの状況を、閲覧を保証する資料の「特別利用」・「特別観覧」から見ておきたい。

### (1) 資料整理・目録刊行

日本博物館協会の報告書から（日本博物館協会1999）から、資料公開の前提となる、資料整理と目録作成の現状をみていきたい。この調査は、日本博物館協会が把握する全国3499館に調査票を配布したもので、1891館から回答があった（回答率54.1%）。

未整理資料については、「未整理の資料がたくさんある」という設問に対し、「あてはまる」と「まあまああてはまる」という回答をした館は、全体の55.3%であった。この回答は館種別にすると、ばらつきがある。総合では79.2%、郷土では65.2%、歴史では60.7%、自然史では60.0%と6割を越える館で未整理資料がたくさんあると回答している。これに対して、美術では42.7%、理工では21.8%となっている。また生体を扱う、動物園は33.3%、水族館34.1%、植物園53.1%となっている（日本博物館協会1999：110-111頁）。このように収蔵資料点数が多いと思われる館種では、資料整理が進んでいないということが明らかである。

資料台帳と資料目録の整備の状況も見ておきたい。資料整理の基本である台帳の整備は、「ほとんどすべての資料を記載している館」は49.8%で5割に満たない。「総合」、「郷土」、「歴史」では40%大である。また利用者アクセスの前提となる資料目録については、完備している館は21.9%であるが、刊行している館はわずか8.2%にすぎない。

次に丹青研究所が1998年におこなった調査結果から、目録作成について紹介する（丹青研究所1998）。アンケートは4693館に配布し2231館から回答があった（47.5%の回答率）。回答した2231館のうち目録有りが423館で、19.0%。全体の約1/5となる。

423館の内訳を館種別で見ると、人文系が236館で目録を作成している館は、人文系博物館17.7%、美術系が160館で36.2%、自然史系が15館で9.1%、理工

系が5館で3.0%、動物園・水族館・植物園が7館で5.6%となっている。美術系の率が高いのは、収蔵資料が他の館種に較べ少ないからであろう。

この調査には、目録の他に、展示図録、紀要、年報等の印刷物の発行について報告したものである。分析の中で、注目に値するのが、資料目録とそれ以外の印刷物の作成比率である。国公立では他の印刷物より収蔵目録の作成が下回っている。一方私立は、他の印刷物より収蔵目録の作成が上回る結果が出た。税金で直接運営されている、国公立博物館のほうが、資料目録の整備が劣っているということは、公共財としての博物館資料という観点から問題であろう。

このように、博物館界において、特に収蔵資料点数の多い館種では、未整理資料が多く、資料台帳への記載が完備し、目録を刊行している館は、1割にも満たない状態である。つまり、資料公開の前提となる資料整理、資料の記述(ドキュメンテーション)の作業が膨大にあることが伺われる。

#### (2) 各博物館における資料公開 —資料特別利用・特別観覧—

資料の「特別利用」、あるいは「特別観覧」の規程を設け、収蔵庫にある資料の実物観覧を可能にしている博物館は少ない。しかし、利用の規定があるとはいえ、先にみたように、全資料を記載した目録を作成している館が21.9%にすぎない。よって利用者がアクセスできる資料は限定されていることが想像できる。

また、収蔵庫にある資料の利用については、「学術上の研究のために特に利用」(神奈川県立歴史博物館設置条例第7条)、「資料について特別な研究」(大阪市立博物館設置条例第5条)のように、利用目的を研究に限定するところも少なくない(何をもちいて研究と判断するのも難しい問題である)。加えて、この制度を広く一般に周知していないので、実物観覧、熟覧の利用者は、大学等の研究者か、論文を執筆する学生がほとんどというのが現状といえよう。参考として、大規模な人文系博物館の利用実績数を挙げておく。なお資料点数は、利用者の研究目的により大幅に異なり、年度により相当の違いが出ることは留意したい。

- ・東京国立博物館 平成11年度  
資料館における古文書の閲覧 344人(10241件)  
本館特別観覧制度における熟覧 75件(75点)
- ・国立歴史民俗博物館 平成11年度  
特別観覧制度による熟覧 55件(1022点)
- ・神奈川県立歴史博物館 平成11年度  
特別利用による閲覧 2件(11点)
- ・大阪市立博物館 平成9年度  
特別観覧による熟覧1件(3点)、閲覧13件(856点)
- ・東京都江戸東京博物館 平成12年度  
特別利用による閲覧 37件(682点)

なお、市町村立の博物館では、筆者が平成9年度に資料公開について東京都内の数館に問い合わせたところ、厳密な利用規程を定めずに、利用者の問い合わせに応じて、収蔵庫内の資料の閲覧や写真撮影に対応しているという館が多かった。地域博物館という設置目的にあった柔軟な方法といえよう。

#### (3) 資料公開の実状 —博物館関係者の声—

では資料の整理と目録作成、そして公開の現状を、博物館の職員はどのように受け止めているのだろうか。先に紹介した調査結果を裏付けるように、資料整理が遅れており、公開がおぼつかないという指摘は少なくない。例えば浜口(2000:181頁)は資料目録を公開し、市民がいつでも利用できるようにするのが重要であるが、この「いちばん大切なはずの仕事が十分におこなわれている館は残念ながら非常にまれ」としている。

資料公開の意義は認めながらも、博物館の現場における制約を指摘する声もある。有元(1999:105頁)は、博物館の公共性から資料の特別利用の制約は最低限にとどめ、積極的に対応すべきとしながらも、対応するための問題点として保存とのかねあい(保存環境の変化、取り扱い上の事故、撮影時の光と熱)と、利用場所や職員の確保をあげている。また湯浅(1990:12頁)も個々の資料を閲覧することは制度上可能だが、制約が多きわめて閲覧しにくいのが現状の趨勢であり、制限理由は、現状の仕組みではそれぞれもっともなことが大半としている。この指摘は多くの博物館職員が同じように感じてい

るのではないだろうか。資料整理と公開の意義を認めていても、業務量の多さや人員・場所の不足の前に、容易に取りかかれないことが多い。

これまで概観してきたように、博物館界において資料公開の理念と現状には大きな落差がある。「公共財としての博物館資料へ利用者のアクセスを確保する」という理念は確立してきているし、資料公開の方法が提案され、なかでも情報技術を用いた方法に期待がかかっている。ところがその一方で、博物館の現場では、公開に至るどころか、公開の前提となる資料整理が滞っている。

これから資料公開を進めるためには、理念を掲げるとともに、現場との落差を埋め現実的方策を示し提案しなければならない。今求められるのは、理念を達成するための実務である。

次に第Ⅲ章では、理念と現状の落差は何に由来するのか分析し、その落差を埋めて、資料の整理と公開を促進する方策として、2つの提案をしたい。ひとつは博物館界で共有すべき資料公開の指針案である。もうひとつは各館が資料公開を実施する際の資料整備・公開の実務モデルである。

\*以下は字数の関係で、本稿の（下）として次号に投稿する。

#### 【構成（予定）】

### 第Ⅲ章 資料公開のあり方

#### Ⅲ-1 資料公開が停滞する要因

- (1) 博物館界における「信託意識」の欠如
- (2) 各博物館における方針の欠如
- (3) 各博物館における人員・予算・施設の不足
- (4) 既存博物館学の問題点

#### Ⅲ-2 資料整備・公開体制の構築

- (1) 博物館基準と倫理規定の確立
- (2) 資料整備・公開の実務モデル
- (3) 博物館学の再編

#### Ⅲ-3 事例紹介—江戸東京博物館の資料閲覧公開事業—

- (1) 経緯
- (2) 閲覧対象資料
- (3) 今後の課題

### まとめ

#### 【註】

1) 法律、告示、答申、報告は国立社会教育研修所/編・刊行『博物館に関する基礎資料集』を参照した。

#### 【引用・参考文献】

- ・アンダーソン,デヴィッド・塚原正彦 2000年『ミュージアム国富論 英国に学ぶ「知」の産業革命』日本地域社会研究所
- ・有元修一 1999年「博物館資料の活用」大堀哲/監修、有元修一/編集『博物館学シリーズ2. 博物館資料論』樹村房
- ・千地万造 1978年「博物館における調査・研究」千地万造編『博物館学講座5 調査研究と資料の収集』雄山閣
- ・千地万造 1994年『博物館の楽しみ方』講談社（講談社現代新書）
- ・後藤和民 1979年「館種別博物館における資料整理と保存歴史博物館」『博物館学講座第6巻 資料の整理と保管』雄山閣
- ・浜口哲一 2000年『放課後博物館へようこそ—地域と市民を結ぶ博物館—』地人書館
- ・長谷川栄 1997年『新しいソフト・ミュージアム美術館運営の実際』三交社
- ・波多野宏之 1999年「博物館資料のデータベース化と活用」加藤有次他・編『新版博物館学講座11. 博物館情報論』雄山閣
- ・樋口弘道 1997年「博物館資料の分類・整理」大堀哲/編著『博物館学教程』東京堂
- ・廣瀬隆人 2000年「博物館教育とは何か」大堀哲・監修、小原巖・編集『博物館学シリーズ3. 博物館展示・教育論』樹村房
- ・石倉亮治 1999年「館種別博物館の情報化の現状と課題 歴史博物館」加藤有次他・編『新版博物館学講座11. 博物館情報論』雄山閣
- ・石森秀三 2000年「博物館資料の未来」『放送大学教材 博物館資料論』放送大学教育振興会
- ・伊藤寿朗 1986年「地域博物館論—現代博物館の課題と展望—」長浜功・編『現代社会教育の課題と展望』明石書店
- ・加藤有次 2000年「博物館機能論」加藤有次他・

- 編『新版博物館学講座 4. 博物館機能論』雄山閣
- ・川崎義雄 2000年「文化財の活用・公開と博物館の役割」加藤有次他・編『新版博物館学講座 3. 現代博物館論—現状と課題—』雄山閣
  - ・小山慶太 2000年『知的熟年ライフの作り方』講談社
  - ・博物館基準研究会編 1998年『博物館基準に爛する基礎研究 イギリスにおける博物館登録制度』博物館基準研究会
  - ・日本博物館協会 1999年「平成10年度「博物館の運営改善のための調査研究事業」報告書」
  - ・日本博物館協会 2000年「卓抜と均等 教育と博物館がもつ公共性の諸相 1992年米国博物館協会報告書」
  - ・日本博物館協会 2001年『「対話と連携」の博物館 —理解への対話・行動への連携—【市民とともに創る新時代博物】』（文部省委嘱事業「博物館の望ましいあり方」調査研究委員会報告（要旨））
  - ・望月賢二 2001年「研究背化の市民への還元 利用者の対象と還元システム」加藤有次他・編『新版博物館学講座 6. 博物館調査研究法』雄山閣
  - ・松井茂記 2001年 『情報公開法』 有斐閣
  - ・Museums Galleries Commission 1998 Levels of Collection Care A self-assessment checklist for UK museums
  - ・Museum Association 1999 Ethical Guidelines 4. Access
  - ・大堀哲 1999年「レファレンス・サービス」加藤有次他・編『新版博物館学講座 10 生涯学習と博物館活動』雄山閣
  - ・岡崎乾二郎/談 1996年「美術、美術館、キュレーション」『季刊インターコミュニケーション』NO.15 VOL5-NO.1 NTT出版
  - ・佐々木秀彦 2001年「三酔人博物館問答 —20世紀末日本博物館界スケッチ— その二」『博物館史研究』No.11 博物館史研究会
  - ・竹内有理 1999年a「イギリス博物館登録制度に概要」博物館基準研究会『博物館基準に関する基礎研究 —イギリスにおける博物館登録制度—』
  - ・竹内有理 1999年b「イギリス博物館登録制度をめぐって —導入の背景と現状—」博物館基準研究会『博物館基準に関する基礎研究 —イギリスにおける博物館登録制度—』
  - ・丹青研究所 1998年「「博物館における出版活動」アンケート調査結果報告」『ミュージアム・データ』No.43 1998年12月号
  - ・柘植信行 1999年「館種別博物館資料論 歴史博物館」加藤有次他・編『新版博物館学講座 4. 博物館資料論』雄山閣
  - ・安室知 1998年「民俗研究の場としての博物館 —学芸員と市民の関係から—」見本民俗学会/編『民俗世界と博物館 —展示・学習・研究のために—』雄山閣
  - ・吉田憲司 1999年『文化の「発見」—驚異の部屋からヴァーチャル・ミュージアムまで—』岩波書店
  - ・湯浅隆 1990年「歴史系博物館の研究と展示」『MUSEUM』466号 東京国立博物館